

りたる處六月十一日會社側より採用後十五日間に十日以上稼働したる場合に八圓を支給する事に訂正したが間もなく七月二日之を取消し従來通りにしたる爲憤慨し最近の物價暴騰を理由として左の要求をなすに至つたのである。

十、要求事項

- 1、續夫の手當金は三井と同額に支給し現在迄の稼働年限を加算すると尚合宿主の退職手當金は右の外入籍より退職迄の入坑手當を支給すること
 - 2、續夫遠地募集の場合は募集出張者に對し旅費日常及諸雜費を即時支給のこと
 - 3、現時物價騰貴の爲合宿食費一人拾錢宛會社より合宿主に補助すること
- 外一般續夫の待遇に關係せる十項目

十一、経過

七月七日以來寄々協議の結果同二十一日午前中會社側は前記要求をなし二十三日江口勞務主任に會見を申込みたるも全員では面會出來ずと拒絶されたる爲二十四日午前一時炭坑夫組合組織準備會の名を以てピラを全納屋に配布した。

二十四日午後二時第一回會見。會社側はこのピラ配布に狼狽し従業員の動搖を慮り江口勞務主任、並市川坑内主任が代表占部源市と會見して續夫の問題に就ては將來考慮すると回答し合宿主の問題には觸れずして會見を終りたり。

代表は一應引揚げ一回と協議をなし左の要求を決議した。

一、續夫募集に關する件

イ、會社募集の場合一ヶ月合宿人最少數三十人を限度とし萬一三十人に満たざる場合は一人一ヶ月五圓を會社より補助せられたし